

犯罪インフラ

<p>1 通信、運搬、送金関連に関する情報</p>	<p>(1) 犯罪に利用するため、他人・架空名義で契約された携帯電話等 使用者の特定を困難にする目的で不正に契約された携帯電話（携帯電話不正利用防止法における契約者特定記録媒体（いわゆるSIMカード）単体の場合を含む）のことで、匿名性の高い犯罪に悪用されることがある。</p> <p>(2) 犯罪に利用するため、他人・架空名義で契約されたデータ通信専用SIMカード 使用者の特定を困難にする目的で不正に契約されたデータ通信のみが行えるSIMカードのことで、携帯電話等に専用アプリを用いれば音声通話を行うことができるため、匿名性の高い犯罪に悪用されることがある。</p> <p>(3) 犯罪に利用するため、他人・架空名義で契約された電話転送サービスや郵便物受取サービス 使用者の特定を困難にする目的で不正に契約された電話転送サービス（電話転送業者の電話番号を契約者が自己の電話番号として使用できるサービス）や郵便物受取サービス（サービス提供者の事務所等を契約者が自己の住所として使用して郵便物を受領できる、いわゆる私設私書箱サービス）のことで、匿名性の高い犯罪や、被害金の送付先等として悪用されることがある。</p> <p>(4) 犯罪に利用するため、他人・架空名義で契約された賃貸マンション等 使用者の特定を困難にする目的で不正に契約された賃貸マンション等のことで、被害金の送付先、犯行グループのアジトや不法滞在者の住居等として悪用されることがある。</p> <p>(5) 犯罪に利用するため、他人・架空名義で契約された預貯金口座 使用者の特定を困難にする目的で不正に契約された預貯金口座のことで、被害金の振込先等として悪用されることがある。</p> <p>(6) 違法な手段方法による不正送金等 取引事実の解明を困難にさせる目的又は隠匿する目的で利用される匿名性の高い取引（いわゆる地下銀行（銀行業を営む資格がない者が報酬を得て国外送金等を代行すること）等の違法な取引）のことで、被害金の送金等に悪用されることがある。</p>
<p>2 身分等の偽装関連に関する情報</p>	<p>(1) 犯罪に利用するため、偽変造又は不正に取得された身分証明書 本人特定事項や身分を偽装する目的で偽変造又は他人の戸籍謄本等を用いるなどして不正に取得された運転免許証、旅券や在留カード等のことで、各種サービスの不正契約に悪用されることがある。</p> <p>(2) 違法な手段方法により悪用される社会制度 本人特定事項や身分を偽装する目的で結婚、認知、養子縁組、難民申請等の制度を悪用すること（いわゆる偽装結婚、偽装認知等）で、本人確認書類や各種資格の不正取得に悪用されることがある。</p>
<p>3 その他の犯罪インフラに関する情報</p>	<p>上記以外で犯罪インフラ（犯罪を助長し、又は容易にする基盤）と認められるもの</p>